

いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和6年8月30日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防犯活動の支援及び地域の防犯に対する意識の向上並びに地域の交通安全に資することを目的とし、道路等の公共空間を撮影する防犯カメラを設置する事業を実施する自治会等に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年4月9日いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則、いわき市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 自治会、町内会、区、その他市の行政に関する事務の連絡等を行う機能を有する地域住民組織
- (2) 防犯カメラ 補助金の交付の目的のため、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるもの。

(補助対象団体)

第3条 この要綱において補助の対象となるもの（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を備えた自治会等とする。

- (1) 営利を活動の目的としていないこと。
- (2) 申請者の所属する自治会等の代表者（自治会等の組織の決定権を有する役員等を含む。）がいわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱において補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに適合する防犯カメラの整備を行う事業とする。

- (1) 補助対象団体が所有する防犯カメラで、補助対象団体により整備、運用及び利用され、市民の防犯に寄与するものであること。
- (2) 防犯カメラの設置及び維持管理並びにこれらに要する費用について、総会等で同意が得られていること。
- (3) 住居や事業所の全部または一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民や事業者等の同意が得られていること。
- (4) ガイドラインに沿った防犯カメラ設置・運用規程が整備されていること。

（補助対象経費）

第5条 この要綱における補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び電気料金等の維持管理にかかる費用は除くものとする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置、保護カバー等の機器の購入及び設置工事に要する経費
- (2) 防犯カメラの設置を明示する表示板等に要する経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額の2分の1以内の額とする。ただし、防犯カメラ1台につき、15万円を限度とする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、次条の規定による申請をする前に、事前協議を行うものとする。

（申請書の提出期限）

第8条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、事業着手前14日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（申請書の添付書類）

第9条 規則第4条第1項第4号の書類は、ガイドラインで定める防犯カメラ設置・運用規程とする。

- 2 規則第4条第1項第3号に規定する添付書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（事業計画の軽微な変更）

第10条 規則第7条第1項の軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更する場合とする。

（着手届及び完了届の省略）

第11条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書の写し（特に認める場合は、納品書等事業の遂行が確認できる書類及び請求書の写し）
- (2) 施工前及び施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から実施する。